

身体拘束ゼロ（安全対策）のための指針

1. 基本理念

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。

当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重して、職員全員が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の無い高齢者の立場に立ったケアの実施に努めます。

（通所、入所利用契約書 第7条）

2. 基本方針

- 1) 身体拘束を適正化することを目的として「身体的拘束適正化検討委員会」（令和3年4月1日身体拘束ゼロ委員会より名称変更）を設置する。
- 2) 当施設においてはサービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命また身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止する。
- 3) 緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合
本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体的拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行ないます。また身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過記録の整備を行ない、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。
- 4) 身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組みます。
 - ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
 - ②言葉や対応で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
 - ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
 - ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
 - ⑤「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行なっていないか常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束適正化検討委員会の設置

- 1) 身体的拘束適正化検討委員会は定期的（3ヶ月／回）に開催し、自らのサービスの質の評価をするものとする。また必要に応じて臨時委員会を開催する。年間の研修計画を作成し定期的に職員への啓蒙活動を行うこととする。
- 2) 構成メンバー
 - ・施設長　・事務長
 - ・看護課長
 - ・介護課長　　・介護主任　　・各フロアの介護福祉士
 - ・リハビリ課長
 - ・相談係課長
 - ・ケアマネージャ
 - ・管理栄養士

3) 身体的拘束適正化検討委員会での検討内容

- ①高齢者虐待・身体拘束等に関する規定及び手順等の見直し。
- ②利用者の身体拘束ゼロを目指して、利用者に対し身体拘束をすることがないよう、安全な環境をを目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施。
- ③「身体拘束」が発生した場合において、状況、手続き、方法について多職種で検討し、適正に行なわれているかを確認する。
- ④身体拘束廃止に関して職員全体への研修の企画。
- ⑤施設内でのケアの見直しを実施し、利用者に対して適切なケアが実施されているかを検討する。

4. 身体拘束発生時の報告方法の方策に関する基本指針

身体拘束等の事案については、そのすべての案件を身体的拘束適正化検討委員会（安全対策）委員会へ報告する。この際、施設長が定期開催の同委員会を待たずに報告を要すると判断した場合臨時に同委員会を招集するものとする。

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なわなければならない場合であっても、その開始時のみならず、随時の記録を行い常に拘束の早期解除に向けた検討を行なう。

6. 身体拘束施行の手順

①家族への説明

- ・家族、又は代理人等に連絡し面接する。
「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて施設長・看護課長・委員会リーダーが詳細な説明を行なう。
- ・家族等の十分な理解と同意を得る。
同意書に署名捺印を求める。

②記録の記載

- ・実際に身体拘束を行なう場合は、状態、時間、心身の状況等を記載すること。
- ・**身体拘束の早期解除に向けて拘束の必要性や方法を隨時検討すること。**
- ・**その記録は2年間保存して、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにする。**

③拘束解除を目標に継続的カンファレンスを行なう。

- ・身体拘束が行なわれた場合には、臨時で最低週1回のカンファレンスを行なう。
- ・身体拘束委員会で最低月1回は評価を継続する。

④緊急の対応として

- ・利用者が夜間帯で暴れたりするなどの緊急を要する場合には施設長へ報告し指示を仰ぐ

⑤身体拘束を継続する必要が無くなった場合には速やかに医師の指示のもと身体拘束を解除する。
その場合には、同意した家族へ解除した旨を連絡する。

⑥「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」の保管について

説明書は原本をデータベース1に保管する。コピーを御家族様へ控えとして渡す。

7. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を実施する。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

この指針は公表し、利用者・家族・従業員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

9. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で、以下の点に十分に議論して共有認識を持って取り組むことが必要である

- ①マンパワー不足を理由に安易に身体拘束をしていないか。
 - ②認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか
 - ③高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで、安易に身体拘束を実施していないか。
 - ④サービス提供の中で本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。
- 本当に他の施策、手段は無いのか。

身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表することが職員としての責務である。

身体拘束ゼロ（安全対策）マニュアル内に含む基本指針を別書式として作成

作成：平成31年3月19日

追加：令和2年1月20日

「身体的拘束適正化検討委員会」に名称変更：令和3年4月1日

改定：2025年7月1日

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記の1. 2. 3. をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限の身体拘束を行ないます。
- ただし、解除することを目的に鋭意検討を行なうこととします。

記

1	切迫性	利用者本人または他の利用者の生命または体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に、代替えする介護方法がないこと。
3	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・行為(部位内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします

年 月 日

社会医療法人 母恋
老人保健施設 母恋

施設長 _____ 印
記録者 _____ 印

【利用者・家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認しました

年 月 日

氏名 _____ 印
(続柄)